



公益財団法人東芝国際交流財団
2024年度助成事業（人材の養成）

南アジアの社会福祉従事者の 人材育成ワークショップ —事業報告書—

一般社団法人 国際ソーシャルワーク協会
Association for International Social Work: AISW

■目次■

■はじめに	1
I. 事業計画「南アジアの社会福祉従事者の人材育成ワークショップ」(スリランカ)2	
1. 事業概要	2
2. 事業目的.....	2
3. 事業内容.....	3
4. プログラム.....	3
II. ワークショップの実施	5
「社会政策およびソーシャルワークに関する国際ワークショップ」	
Day 1	
1. 歓迎のあいさつ	5
2. セッション1ー【小原真知子】.....	7
3. セッション2ー【シリ・ヘッティゲ】.....	17
4. Day1 まとめー【サクンダ デュランジャナ】.....	19
Day 2	
5. Day1 あいさつー【ラシカ・サマンマリー】	21
6.セッション3ー【ヴィラーグ・ヴィクトル】.....	21
7.セッション4ー【サロジ・ジャヤシンゲ】.....	26
8. セッション5ー【ハビブル・ラフマン】.....	28
9. ワークショップのまとめと閉会のあいさつー【A・ラナウィーラ】.....	29
10. ワークショップ考察 【小原真知子/ヴィラーグ・ヴィクトル】.....	31
III. 事業評価レポート(スリランカ専門ソーシャルワーカー協会)	32
■おわりに.....	35
■参考資料： ・小原真知子 プレゼンテーション資料 ・ヴィラーグ・ヴィクトル プレゼンテーション資料	

■はじめに■

東芝国際交流財団に対し、一般社団法人国際ソーシャルワーク協会 (Association for International Social Work: AISW) を代表して、2024 年度の助成申請事業に助成をいただきましたことについて深く感謝申し上げます。国際ソーシャルワーク協会は 2023 年 4 月に法人化された若い組織です。東芝国際交流財団による助成事業ワークショップは、2023 年度の第 1 回はインドのベンガルルにて、また、2024 年度第 2 回は、スリランカのコロンボで実施されました。AISW の前身である国際ソーシャルワーク研究会は 2017 年に研究会として発足し、それ以降、ソーシャルワークの国際分野の情報交換、研修、人材育成に関心をもつ人々、主としてソーシャルワークの分野で実践と研究を行っている専門職により、活動を継続してまいりました。

東芝国際交流財団による助成は、新たに設立した法人組織がより幅広い活動をアジア諸国のソーシャルワーカーや社会福祉組織と共同して推進し、人権の尊重とウェルビーイングを促進するという、組織目標を推進する上で大きな力となっています。

アジア、特に南アジアは多様な言語、文化、国情を有する国々が存在しています。各国のソーシャルワーカーは、それぞれの文化と政策に立脚して土着のソーシャルワークの推進に日々努めています。また、これらの国々は経済発展を国の目標に掲げています。その一方で、近代化、産業化に伴う発展の過程では社会問題が発生し、福祉的課題に対応するソーシャルワーカーを含む福祉人材の育成は急務の課題とされています。同じアジア地域に属し、既に社会福祉の法制度と政策に基づいて福祉サービスを提供してきた日本のソーシャルワークを担う私たちは、アジア諸国に対して、それぞれの文化を尊重しつつ、各国の社会福祉政策に対する人々の理解を促進し、ソーシャルワーク実践の有効性を確認してゆくことに、国際ソーシャルワーク組織の存在意義があると確信するものです。

この意味で、アジア地域に属するソーシャルワーク専門職による社会福祉分野の政策とソーシャルワーク実践の経験の分かち合いは、今後さらに促進してゆく意義があります。スリランカのコロンボで、スリランカソーシャルワーク専門職協会との協働により 2024 年 9 月に開催されました国際ワークショップは、日本、スリランカ、および近隣のバングラデシュからも講師を招聘し、それぞれの国の特色が体現され、相互に社会福祉のありようを尊重し、理解を深める機会となりました。また、セミナーに参加した専門職ばかりでなく、将来のソーシャルワーク実践に参画してゆく大学院生にとっても大いに刺激を受ける機会となったと確信いたします。

ここに、国際ソーシャルワーク協会を代表して、助成金を提供していただきました東芝国際交流財団に深く感謝申し上げます。今後とも、東芝国際交流財団によるご支援により、社会福祉分野の国際交流が推進されてゆくことを切に願うものです。ありがとうございました。

2025 年 2 月 国際ソーシャルワーク協会代表理事

木村真理子



国際ソーシャルワーク協会



スリランカ専門ソーシャルワーカー協会

「南アジアの社会福祉従事者の人材育成ワークショップ Part2」 (スリランカ)

I. 事業計画

- 事業名称: 「社会政策およびソーシャルワークに関する国際ワークショップ」
- 事業テーマ: 日本と南アジアにおける社会的ケア・システムの構築と
ソーシャルワークの課題
- 開催場所: スリランカ、コロンボ市
- 開催日時: 2024年9月2日・3日
- 会場: ホテルジャナキ会議場
- 主催: スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会ソーシャルワークプロジェクト
- 共催: 一般社団法人国際ソーシャルワーク協会
- 助成: 東芝国際交流財団

1. 事業概要

スリランカのソーシャルワーカーらに、日本の社会福祉政策の変遷を紹介し、医療・介護を含む福祉実践を演習方式で学ぶワークショップを開催する。南アジア諸国では、産業構造の変化に伴い若者が都会や外国へ出稼ぎに出て、地方に住む家族が取り残され家族形態が変化し、地域の絆が薄れる社会変化の時代を迎えつつある。ワークショップでは、地域福祉に日本がどのように取り組んできたか、国際ソーシャルワーク協会の役員(大学教授等)が講義し、参加者同士が討議する。ワークショップは2日間で、スリランカ・コロンボ市内の研修会議室で、スリランカソーシャルワーカー協会の協力を得て開催する。参加者は、スリランカのソーシャルワーカー、社会福祉学科の大学生・大学院生を含め約50人を予定している。また、日本とバングラデシュからソーシャルワーカーを招聘し、現地のサービス視察を含め、日本と南アジアの参加者による交流プログラムとしたい。

2. 事業目的

日本の社会福祉政策の変遷について、その背景にある少子高齢化・核家族化など家族形態の変化や、都市化・地方の過疎化など地域社会の変化に日本がどのように対応してきたかについて、南アジアのソーシャルワーカーの理解を深める。現在のスリランカの社会問題となる貧困・医療問題について、日本の政策などを紹介し議論する。日本では、家族が子育てや高齢者・障がい者の介護を家族内で担ってきた時代から、外部の保育所等の子育て支援サービスや高齢者・障がい

者施設などの支援サービスを利用する時代へと変化していることなどを説明する。医療現場ではソーシャルワーカーが配置され、家族との調整など重要な役割を担っていることを紹介する。

ワークショップを通じて、スリランカをはじめ南アジアのソーシャルワーカーが、家族介護から社会的ケアの可能性を探り、ソーシャルワークの役割について学ぶ機会を提供する。日本のソーシャルワーカーは、家族の絆を重視する南アジアの社会・文化・宗教的背景を学び、将来の日本国内の外国人支援に援用する、という双方向の学びの機会とする。

3. 事業内容

申請する事業のテーマは、「南アジアの社会福祉従事者の人材育成ワークショップ パート2」とし、スリランカのコロンボ市内でスリランカソーシャルワーカー協会の協力を得て、2024年9月初旬、2日間のワークショップを開催した。スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会と当協会の役員は、2020年1月コロンボ市内で家族の絆に関するワークショップを2日間開催した経験があり、現在まで連絡を取り合う関係が続いている。申請するワークショップに関してはスリランカ・専門ソーシャルワーカー協会の了解を得ており、大変協力的である。ワークショップは、スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会役員と当協会の役員が e-メールや Zoom 会議を通して協議し企画・運営をしていく。

ワークショップでは、日本の社会福祉政策の概要を、日本社会事業大学准教授のヴィラーク・ヴィクトル氏が講義する。さらに、同大学教授で国際ソーシャルワーク連盟アジア・太平洋地域会長の小原真知子氏が、日本の保健福祉医療政策とソーシャルワーカーの役割について講義する。その他、ネパールからも講師を招聘する予定である。スリランカ側の講師の人選は、スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会の会長 Shamini Attanayaka 氏(MSW)に依頼する。ワークショップの半分はグループでのディスカッションで、グループごとに話し合った結果を発表し学び合うという、双方向のワークショップとしたい。ワークショップを通じて、参加者のソーシャルワーカーが自国の文化背景や社会背景を理解し、他国の社会福祉政策を自国に援用できるか、模索すると思われる。さらに、ソーシャルワーカーとしての共通の社会的責任を確認し、ソーシャルワーカーの地位向上や専門性の確立に繋がることを期待したい。

4. 事業プログラム

【9月2日】(言語は英語)

時間	プログラム
8:30～	受付開始
9:00～	開会式・歓迎の挨拶
10:15～	<セッション1> 講演「日本におけるソーシャル・ケア・システムの構築とソーシャルワークの課題」 —小原 真知子— (日本社会事業大学教授・IFSW アジア太平洋地域会長)
10:40～	グループディスカッション

12:30～	昼食
13:30～	<セッション2> 講演「スリランカの社会政策：スリランカの社会開発を振り返る」 —シリ・ヘッティゲー（コロンボ大学名誉教授）
14:00～	グループディスカッション
15:35～	1日目のまとめと挨拶 — サクンダ デュランジャナ(青少年政策・開発コンサルタント)
16:00	終了

【9月3日】(言語は英語)

時間	プログラム
9:00	2日目挨拶—ラシカ・サマンマリー(コロンボ大学精神医学部社会福祉学講師)»
9:10	<セッション3> 講演「現代社会における国際移住とソーシャルワークの課題 ：日本における移民と多文化共生政策の経験」 —ヴィラーグ・ヴィクトルー(日本社会事業大学准教授・AISW 会理事)
9:40	グループディスカッション/グループプレゼンテーション
11:30	<セッション4> 講演「スリランカ現代社会における保健政策とソーシャルワーク介入の課題」 —サロージ・ジャヤシンハ（コロンボ医学部教授）
12:00	グループディスカッション
12:45	昼食
13:45	<セッション5> 講演「現代社会におけるソーシャルワークのためのソーシャルケアシステムの構築と課題 ：Bangladeshにおける家事労働者の保護と福祉政策」 —ハビブル・ラーマン(Bangladesh人民大学准教授)
14:15	グループディスカッション
15:15	オープンディスカッション
15:45	ワークショップまとめ・閉会の挨拶 —A. ラナウィーラ(スリランカ専門ソーシャルワーカー協会元会長)
16:20	閉会

II. ワークショップの実施



1日目 2024年9月2日

1. 歓迎の挨拶 (スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会報告書・邦訳)



《シャミニ・アタナヤケ氏、SLAPSW 会長》

「日本および南アジアの現代社会における社会政策とソーシャルワークの課題」に関するこの重要なワークショップに参加された皆さまを温かく歓迎いたします。さまざまな地域や分野から著名な専門家、学者、実践家の方々がこのように集まることは本当に光栄です。このワークショップは、日本の東芝国際財団の助成を受け、スリランカ専門ソーシャルワーカー協会(SLAPSW)と日本の国際ソーシャルワーク協会(AISW)とが共催いたします。

初めに、スリランカ社会エンパワーメント・女性児童問題・社会的エンパワーメント省副大臣アヌパ・パスケル殿下を心から歓迎いたします。日本社会事業大学教授・国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域会長 小原真知子氏、日本社会事業大学准教授・国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域会計 ヴィクトル・ヴィラーグ氏、バンングラデシュ人民大学准教授ハビブル・ラーマン氏、SLAPSW コンサルタント A. ラナウィーラ氏、スリランカユニセフ事務所児童保護担当主任ティオナ・アスラニシビリ氏、児童保護の専門家カミーユ氏、コロombo大学のシリ・ヘティゲ名誉教授、さらに、来賓の皆様、NISD(社会開発研究所/スリランカ)の代表者、会計、書記、SLAPSW の執行委員の皆様その他の同僚、友人の皆様を心より歓迎いたします。

今日、私たちがこうして集まると、私たちの社会が直面する複雑かつ進化する社会的課題が想起されます。日本と南アジア諸国は、社会政策とソーシャルワークの分野において、ユニークで多様な経験

を共有しています。これらの経験はそれぞれ異なるものではありませんが、現代の差し迫った問題に対処するための私たちの集団的努力の指針となる貴重な教訓と洞察を私たちに提供します。

社会政策とソーシャルワークは、社会正義・公平性・幸福を追求する上で重要な柱です。これらは、貧困・不平等・高齢化・コミュニティの多様なニーズに私たちが対応する方法を形作ります。しかし、誰もが知っているように、これらの分野はそれぞれ課題に直面しています。政策のギャップから資源の制約、文化の違いから社会の期待の進化に至るまで、今後の道は機会と障害の両方に満ちています。

このワークショップは、私たちが有意義な対話を行い、知識を共有し、これらの課題に対する革新的な解決策を見つけるために協力する機会です。そして、これは私たちがお互いの経験から学び、新しいアイデアを模索し、地域間の絆を強化できるプラットフォームです。今日私たちが行う議論は洞察力に富み、充実したものになると確信しています。皆さんも積極的に参加し、視点を共有し、この集会の知恵の結集に貢献することをお勧めいたします。

改めて、皆さんをこのワークショップに歓迎します。心を開いて、私たちが共にいきる人々の生活を改善するという共通の決意を持って、学びとコラボレーションの旅に乗り出しましょう。

《小原眞知子博士、IFSW アジア太平洋地域会長、日本社会事業大学教授》



ワークショップの冒頭の挨拶で、小原眞知子氏は、東芝国際交流財団への感謝の意を表し、ワークショップの目標とテーマについて言及し、このワークショップは、高齢化人口、社会的養護制度について話し、教訓として成功事例を共有し、急速に変化する人口動態や社会政策に関するスリランカの経験について議論することを目的としている、と述べた。

《アヌパ・パスケル閣下、社会エンパワーメント大臣》



大臣は、スリランカの総世帯数 55 万戸のうち 2 万 4000 世帯が社会福祉サービスを受けていると述べた。国家は社会的エンパワーメントを切実に必要としており、この国の高齢者、障害者、貧しい人々に力を与えることが必要である。

また、国民のニーズを満たすために、国は専門的なサービスを提供できる熟練したソーシャルワーカーを早急に育成する必要がある、と述べ、困っている人々を助けることの価値を強調した。

彼は、福祉国家の危険性と福祉国家がどのように依存の文化を生むのかについても強調した。国の人口の 20% が精神的健康上の問題を抱えていることが指摘されており、同氏は、学位を持った労働者だけでなく、資格のある労働者を雇用する必要性を強調している。これらの資格のある労働者は、精神障害の治療だけでなく、精神的なエンパワーメントのために働く必要がある。したがって、彼は、国立社会開発研究所がそれらのニーズを満たすために、より多くの教育プログラムを提供することを提案した。

《ゾヒル・カドレ氏、SLAPSW 副書記長》



—就任プログラムへの感謝の意を表す—

カドレ氏は、アヌパ・パスケル社会エンパワーメント大臣、IFSW アジア太平洋地域会長/日本社会事業大学教授・小原眞知子氏、日本社会事業大学准教授/IFSW アジア太平洋地域会計担当・ヴィクトル ヴィラーク氏、その他著名なゲストへの感謝の言葉を述べた。また、ワークショップ、メディアチーム、ダンスチームの後援を提供してくれた東芝国際交流財団には、特に感謝の意を表した。そして、このイベントを成功させるためにリーダーシップを発揮してくれた SLAPSW 会長のシャミニ・アタナヤケ女史には特別な感謝の言葉を述べた。

2. セッション1

講演「日本におけるソーシャル・ケア・システムの構築とソーシャルワークの課題」




AISW 副会長 日本社会事業大学 小原眞知子

「日本が地理的にどこに位置するかわかりますか。この小さな国が日本です。スリランカはインドの下に位置します。日本はスリランカの国土の6倍くらいです。日本の人口もスリランカと比較すると6倍になっています。」


近年、日本の高齢者福祉はどのように変化していったか。ここでは、現代社会における老いの経験とワーク・ライフ・バランスについて発表した。この基調講演の趣旨は、日本の高齢者福祉政策の先進的事例から、アジア、世界の高齢化に向けて、とりわけ今回は、スリランカの高齢者政策に何らかの示唆を与えたいということである。まずは、3つの柱として、1)日本と世界の高齢者と介護の現状、2)日本における家族介護者の離職が直面する課題、3)日本における家族介護者支援の政策動向について論じた。

(1) 日本と世界の高齢者と介護の現状

Challenges for Social Policy and Social Work in Japanese and South Asian Contemporary Societies



**Policies for Balancing Care and Work
for Family Caregivers
Lessons from the Aged Society in Japan**



Machiko Ohara, PhD
Professor, Japan College of Social Work
President, International Federation of Social Workers-AP

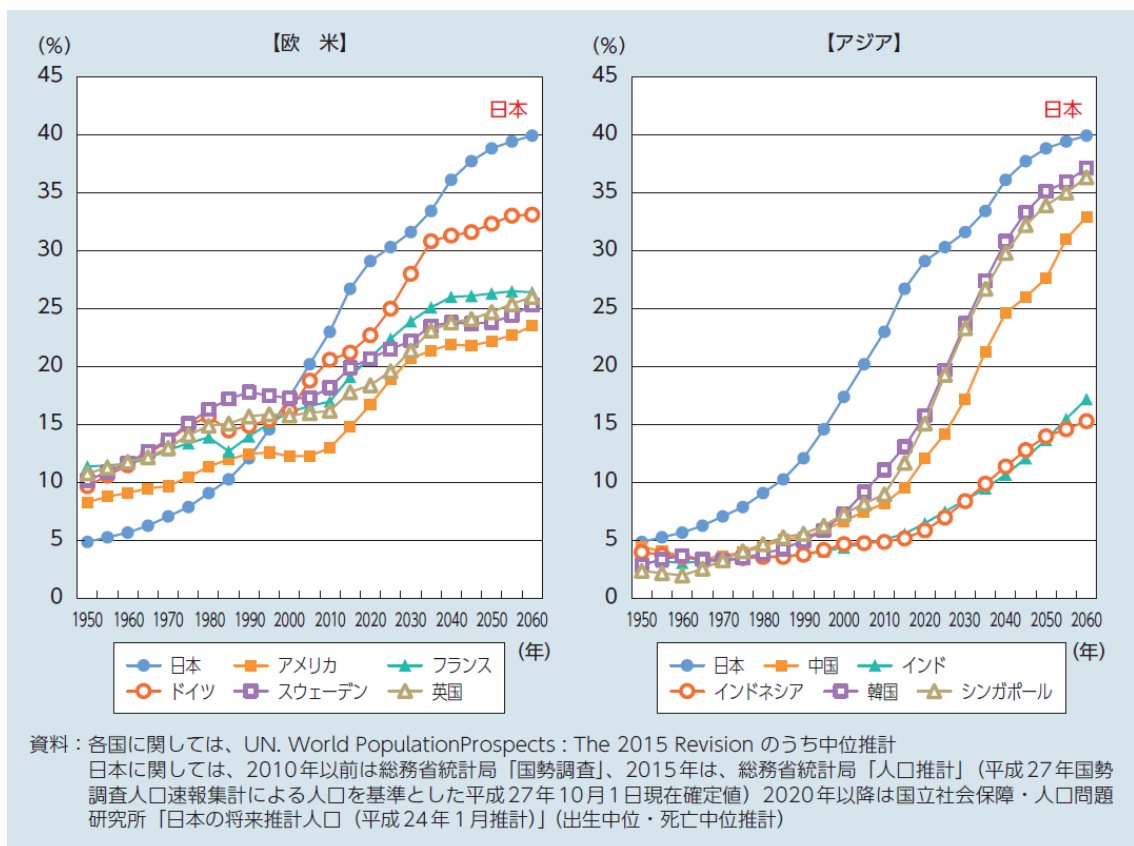
This research was supported by JSPS, KAKENHI-B
16H03715
(Principal Investigator: Mai Yamaguchi).

最初に日本と世界の高齢者と介護の現状について、皆さんと共通認識を図りたい。日本の高齢者人口の将来的推計であるが、日本の総人口は、1億2千万人とされている。2023年度には、65歳以上の高齢者人口は、3千6百万人となり、高齢化率は29%となる。総人口は、長期の人口減少過程に入っており、10年後には600万人減り、人口1億2,000万人を下回った後も減少を続けると予測されている。

世界の主要国の高齢化率は、今後の50年間でさらに高齢化が急速に進展すると考えられる。これまで高齢化が進行している先進諸国の高齢化率を比較してみると、日本は1980年代までは下位であったものが、90年代は、中位程度になり、2005年には最も高い水準となった。今後も高水準を維持していくことが見込まれている。アジア諸国においても、日本の高齢化率は、最も高い水準であり、韓国、シンガポールも日本に似たような高齢化現象が起こっている。

日本の高齢化の特徴を示す。高齢化率が7%を超えてから、その倍の14%に達するまでの所要年数を比較する。下記表で分かるように、フランスが115年、スウェーデンが85年、アメリカが72年、比較的短い英国が46年、ドイツが40年に対し、日本は24年と短いのが特徴の一つである。そのために、日本政府は1980年代から、高齢化社会のための社会保障の構築に邁進した。

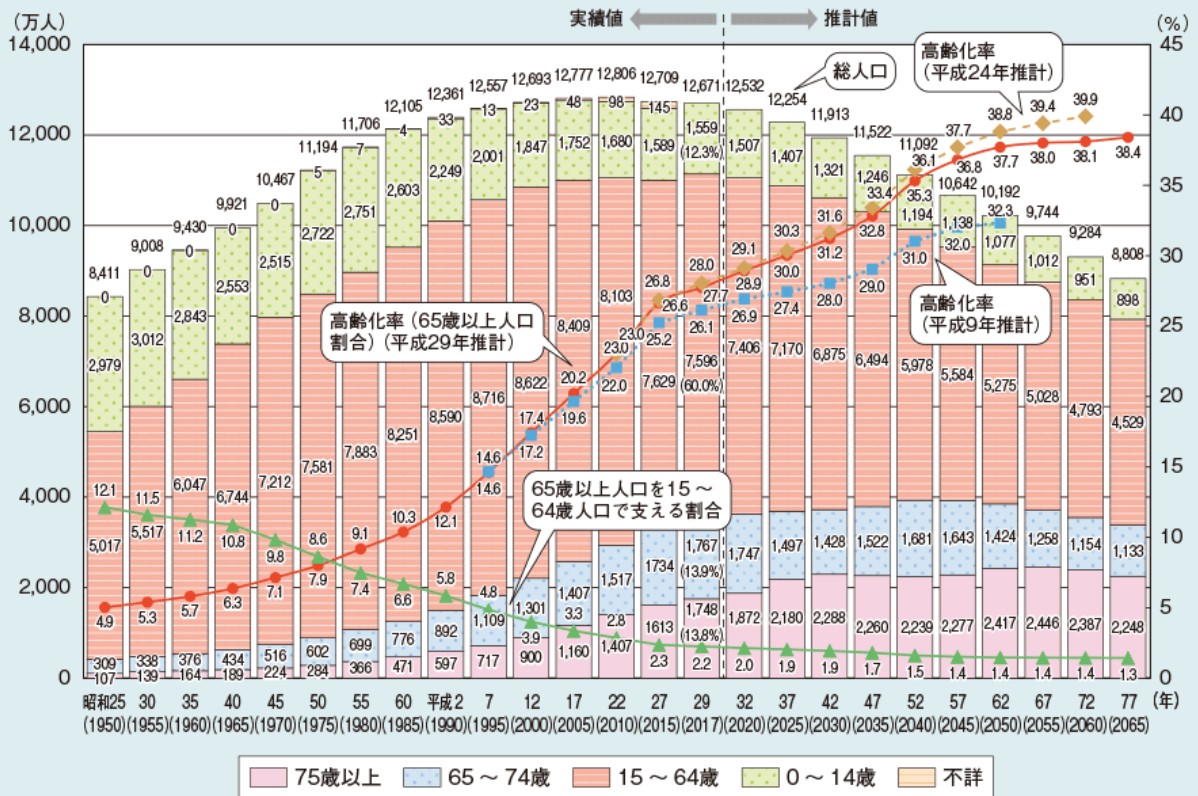
世界主要国の高齢化率の推移



出典:厚生労働省 HP

日本の介護保険は、2000年に施行されている。それから23年が経過した。65歳以上の高齢者は、2025年には3千万人以上となり、2042年には3千8百万人を超え、ピークを迎える。注目すべき点は75歳以上高齢者の全人口に占める割合が増加していくことである。65歳以上の高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」が中等程度の高齢者が増加していくことが日本の高齢者の特徴の1つである。下図にあるように、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく傾向にある。

高齢化の推移と将来推計



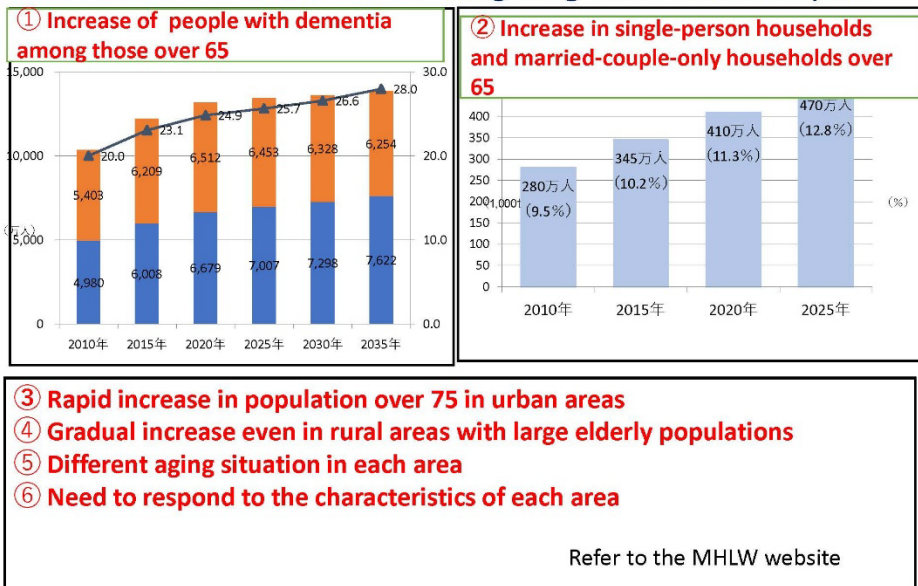
資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」（平成29年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
 点線と破線の高齢化率については、それぞれ「日本の将来推計人口（平成9年推計）」の中位仮定、「日本の将来推計人口（平成24年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による、推計時点における将来推計結果である。
 (注1) 2017年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。
 (注2) 年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。
 (注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

出典：内閣府 高齢社会白書(2018)

(2) 日本と世界の高齢者と介護の現状

日本の高齢者の現状については、一人暮らしも増えていくと見込まれていることが、もう一つの日本の高齢者の特徴である。更に特徴として、都市部における75歳以上人口の急増していること、高齢者人口の多い農村部でも徐々に増加していること、地域ごとに異なる高齢化の状況であること、各地域の特性に応じた対応が必要であることが明らかになっている。下図から分かるように、2015年から2025年までの10年間で、日本の介護を75歳以上の人口が急速に増加している。また、2030年頃から85歳以上の人口は増加が続くと見込まれている。

5. Future situation surrounding long-term care in Japan

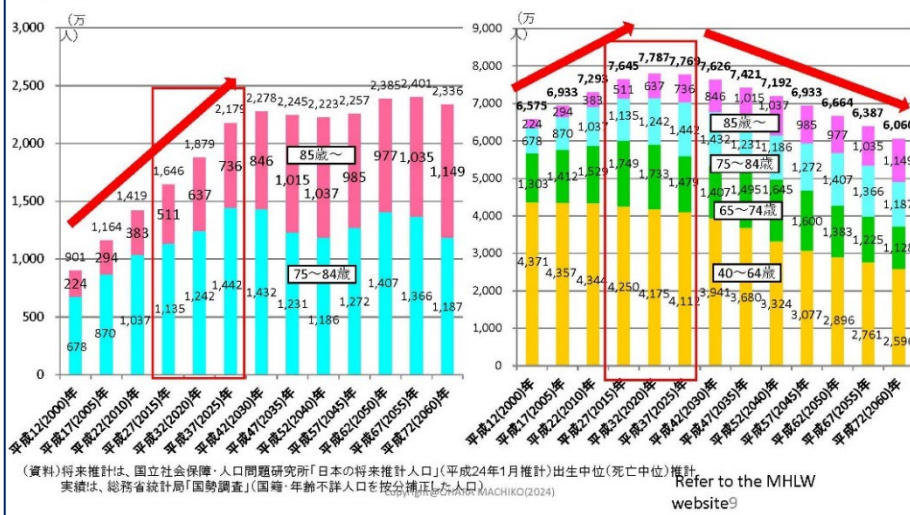


copyright@OHARA MACHIKO(2024)

8

6. Trends of people over 75, with an increasing number of people requiring care

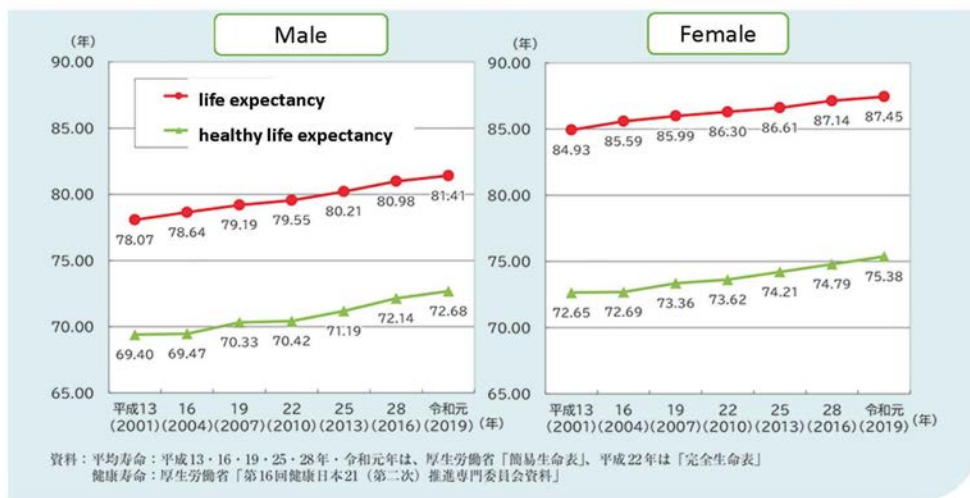
7. Trends in the population over 40 who pay Long-Term Care Insurance



さて、日本では、最近、人生 100 年時代と言われている。その中で、重要視されているのが、単に平均寿命が延びることを目指すのではなく、健康で生活できる期間、すなわち、健康寿命を延ばしていくための取り組みである。下図は、平均寿命と健康寿命の差を示しているが、2013 年の時点で男性は 9 年間、女性では 12 年になっている。すなわち、この差が、介護などが必要となる期間になる。この差を縮めることが医療費を含む、社会保障費の抑制につながることになる。

8. Changes in life expectancy and healthy life expectancy

(MHLW 2022)



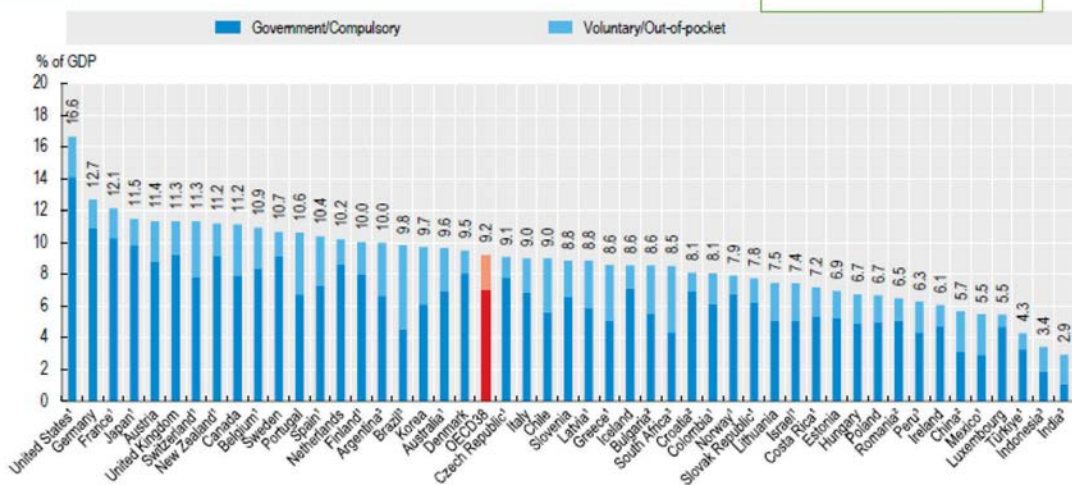
Refer to the MHLW website

copyright@OHARA MACHIKO(2024)

10

9. Healthcare expenditures as a share of GDP in major countries 2022

OECD library
<https://www.oecd-ilibrary.org/>

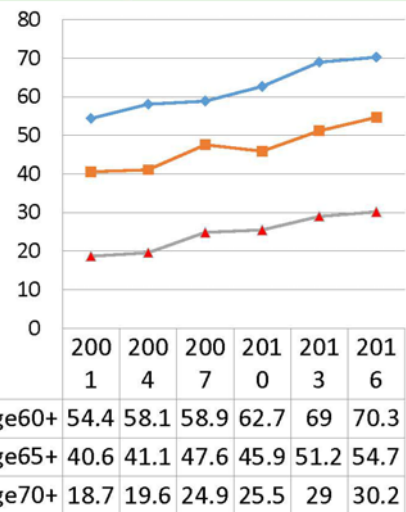
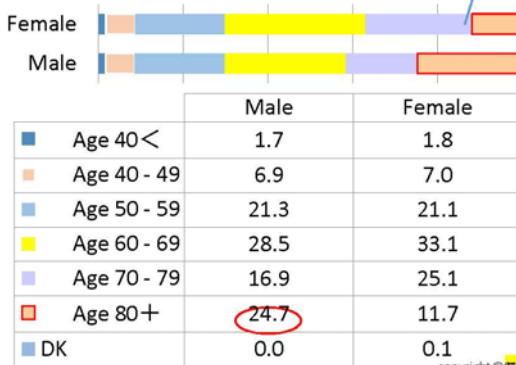
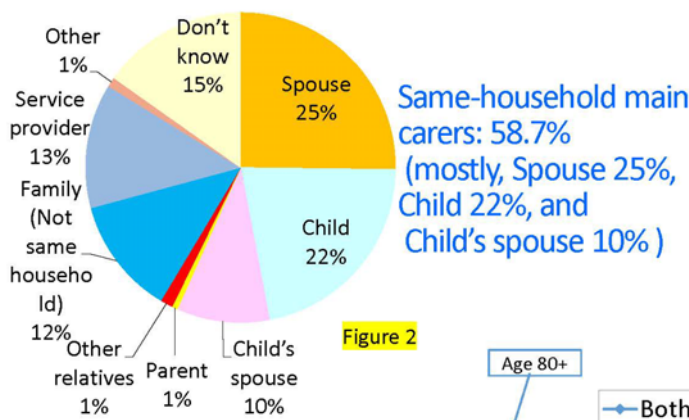


copyright@OHARA MACHIKO(2024)

このような状況を踏まえ、近年の世界の医療費の状況を確認する。主要国の医療費対 GDP でみると、OECD35 国平均が 9.0%であるのに比べ、アメリカが一番高く 17.2%、日本は 10.9% 韓国が 7.7%、中国が 5.5%になっている。日本の政府は国民医療費の高騰を強調しているが、世界全体からみると、全国民に平等な医療を提供し、高度医療を提供できることと、満足度が高いと言われている。以上が日本の高齢者の特徴である。次に日本における家族介護者の現状として説明したい。特に近年の日本では、家族が介護のために、仕事を辞めてしまうことが課題になっている。

皆さんに伝えたいのは、日本の家族介護者の多くは、多大なるストレスにさらされているということである。様々な調査から家族の介護負担が社会問題として捉えられるようになった。日本の従来の家族中心のケアからの脱却を図り、「社会的介護」の充実が求められるようになった。日本は介護労働力の問題、そこから派生する、社会的な介護者を確保できない家族の増加、認知症高齢者の増加、高齢者虐待の増加による深刻な人権侵害が将来にわたっての課題である。日本の介護者の状況を概観すると、介護者は配偶者、子ども、子どもの配偶者の順となっている。介護者は女性だけではなく、男性の高齢介護者も存在している。高齢者が高齢者を介護している現状が日本の特徴であり、今後も続くと思われる。2017 年の国の調査結果によると、家族介護をしている労働者の状況をみると、家族介護者 630 万人中、半数以上の 350 万人が仕事をしながら介護を続けている。男性も女性も就労をしながら家族介護を行っている者が増加しており、就労と家族介護の両立の問題は今後も増加するとされている。

2-2 Characteristics of family care in Japan



Caring relations in the same household: Elderly person caring for elderly person Both Age 65+ 54.7%, Both Age 70+ 30.2%

Figure 4 Main carers by age & sex Source :MHLW (2018) :National life basic survey (2017) *Excluding 2016 data of Kumamoto pref.

2-3 Working status of carers in Japan (2017)

Among all carers (6.3m), working carers are 3.5m. Over half (55%) of carers are working.

Female:4.0M(1.9M non-working); Male:2.3M(1.5M working)

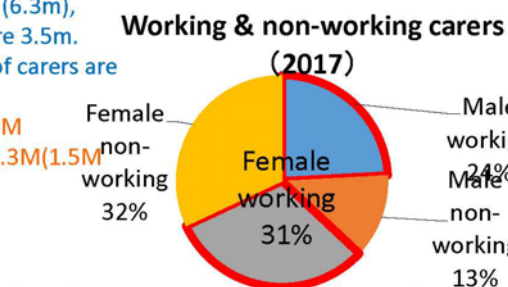


Figure 5

% of Carers by sex

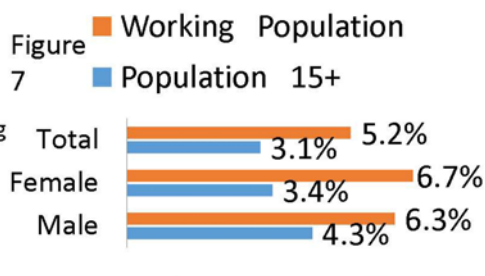


Figure 7

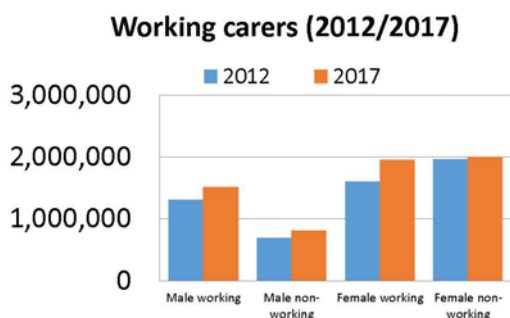


Figure 6 Working carers (2012/2017)

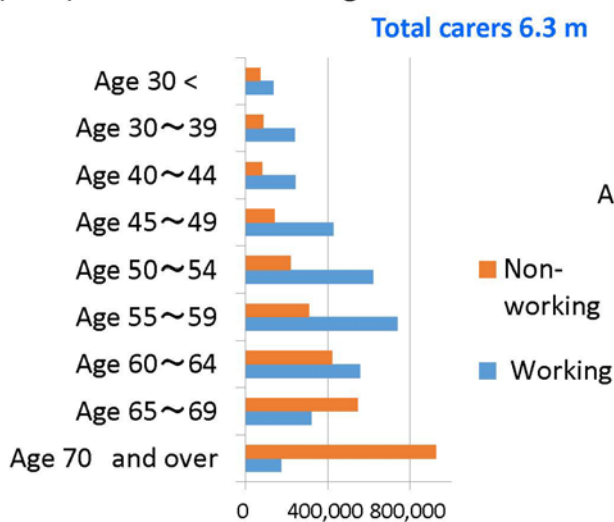
	2012	2017	%
Male carer	2.0M	2.3M	115%
Male working carer	1.3M	1.5M	115%
Male non-working carer	0.7M	0.8M	114%
Female carer	3.6M	4.0M	111%
Female working carer	1.6M	1.9M	119%
Female non-working carer	2.0M	2.1M	105%
Total carer	5.6M	6.3M	113%

Table 2 Source :MIAC (2018) 2017 Employment Status Survey

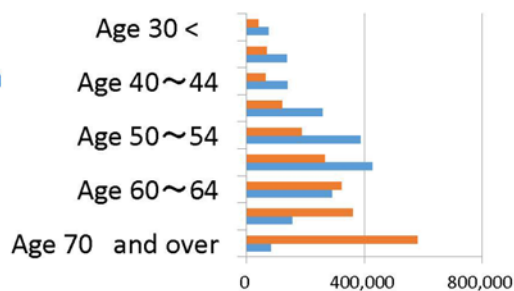
copyright@OHARA MACHIKO(2024)

2-3 Characteristics of family carers in Japan

Among total carers (6.3m.), about 70% (69%) are carers under Age 60.



Female carers 4.0 m



Male carers 2.3 m

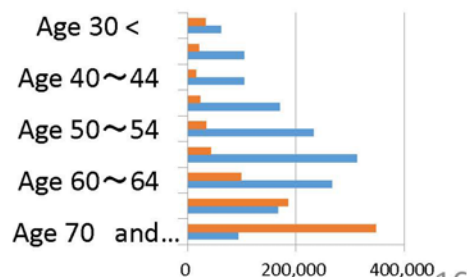


Figure 8 Working/Non-working carers by age

Source :MIAC (2018) 2017 Employment Status Survey

copyright@OHARA MACHIKO(2024)

630 万人の家族介護者の中で、70%が 60 歳以下である。また女性介護者、男性介護者も共に 40 代から 60 代であることがわかる。この時期は、会社でも重要な役割を担う時期であり、同時期に家族の介護を担うことになっていることは、かなりのストレスを受けている可能性がある。2017 年度の日本における家族介護をしている労働者の状況を見ると、350 万人のうち、90%の人が、介護サポートを受けていない状況にある。特に、40 代以上の労働者は、責任が増す管理的な役職に就いており、介護休業制度があるが、それを利用できない。

2-4 Working status of carers in Japan (2017)

90% of working carers do not use any kinds of support programs for carers

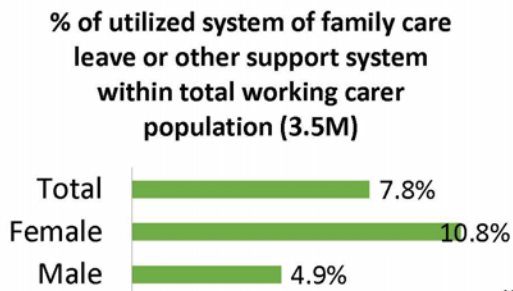


Figure 9 Working carers (2017)

% of utilized system of family care leave or other support system within total working carer population (detail data of total 3M)

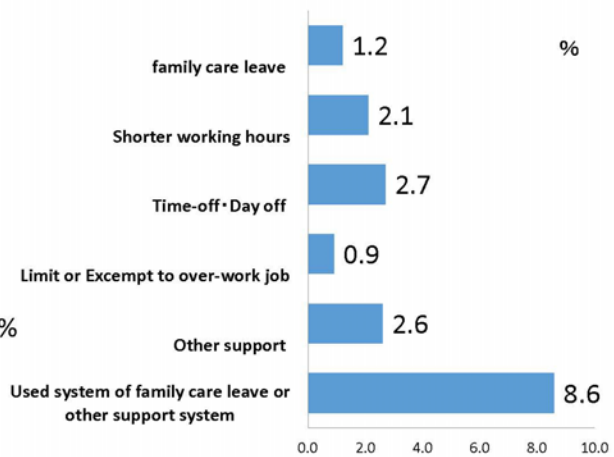


Figure 10

Source :MIAC (2018) 2017 Employment Status Survey

copyright@OHARA MACHIKO(2024)

17

2-5 Number of people leaving work due to caring responsibilities

Figure 1

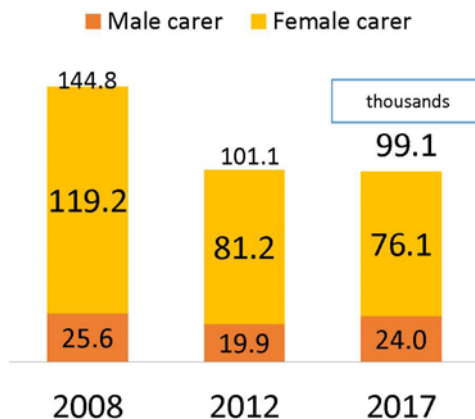
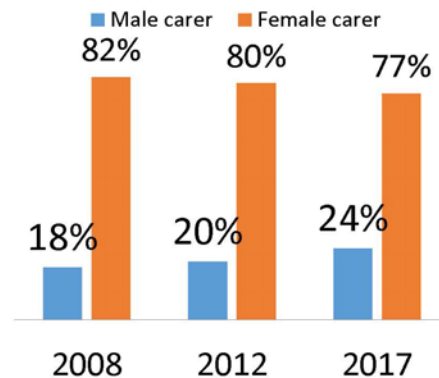


Figure 2



Number of people leaving work due to caring responsibilities (2008-2017)

Source :MIAC (2018) 2017 Employment Status Survey

copyright@OHARA MACHIKO(2024)

18

家族の介護のために仕事を辞めた人は 2017 年で約 10 万人いる。特に女性が仕事を辞める率が高くなっている。これは、今後も減少しないであろうと推定されている。日本政府が推進する仕事と介護の両立の環境整備として、職場の両立支援に関する制度などを活用しつつ、介護に関するサービス支援をうまく活用するよう推進している。現実的には、介護休業制度はパート就労などには活用できず、また制度があっても、会社の雰囲気や休みにくい、自分の仕事を代わってくれる人がいない、昇進に関わるので制度を利用したくないなど、実際の制度活用には至っていないケースが多く、課題が山積している。

(3) 日本における家族介護者支援の政策動向

最後に、私は、日本における家族介護者支援の政策動向について、議論してみたい。私たちは、2018 年に日本の家族介護者の QOL 調査の報告を行なった。対象者 600 名である。調査対象者は家族に介護保険サービスを利用している高齢者を抱えて、仕事と介護を行っている者を対象とした。対象者は 600 名で、男性 376 名、女性 224 名であった。平均年齢は 51.6 歳であった。この調査結果から、日本の家族介護をしている労働者の特徴は、特に息子や娘が関わっていることが多い。また、家族介護者の QOL と関係しているのが、「介護者の健康」、「介護者の職場の人間関係の満足度」、「介護が必要な人の ADL, IADL」や「見守り程度の介護のレベル」などであった。この調査結果からの結論の 1 つは、家族介護者の QOL 向上のためには、介護と就労の両立は重要であり、そのための社会政策の必要性が示された。

日本の介護者支援の政策的動向について話をしたい。これは、一つが、地域包括ケアシステムの提供、二つ目が、家族介護のために離職する人をゼロにする政策、そしてニューオレンジプランと言われる、認知症高齢者を支える社会の実現の 3 つの政策である。

地域ケアシステムとして、介護者を支える仕組みとして、地域包括ケアシステムの構築は、国が現在、推進している。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が待たれる。これは、地域住民による支え合いと公的支援が連動するシステムを作ることでもある。

このためには、地域の関係機関が連携し、必要なサービスが包括的に提供できる地域を作ることが重要である。このように、日本の家族介護者を支えるためには、地域の福祉力を高めることと、それを支える医療、介護にかかわるソーシャルワークの機能が重要である。具体的には 1. ソーシャルワーク機能の強化、2. 地域共生社会の構築、3. 総合相談支援システムの構築、4. 住民が主体的に地域の課題を発見し、取り組む仕組みづくりが必要になる。

日本の中で実施されている地域包括ケアシステム構築を強化するには、特にコミュニティーソーシャルワーク機能が重視される。彼らの活躍が、仕事と家族介護を両立させるカギを握っていると確信している。

【セッション 1 後のディスカッション】

基調講演後に、グループに分かれて、ディスカッションを行った。
その結果が以下のとおりである。



Q1) スリランカで参考になりそうなもの

- 高齢化社会の問題に対処する適切なケアギバー・モデルの構築⇒文化規範、価値に基づくスリランカの状況に応じた科学的モデルの構築
- 地域に根差した包括的統合的ケアの実践の必要性⇒在宅ケア、地域ケアと外部からの適切なサービス提供体制
- 高齢者の要望・高齢者のウェルビーイング⇒高齢者の同意のもと高齢者の最善の利益の追求

Q2) スリランカの家族介護者の現状をどう評価するか

- 農村部と都市部の家族介護の量的相違
- 介護が女性の家事労働の1つとして認識、介護職のジェンダースtereotype
- 社会経済状況の変化⇒家族形態の変化、共働き世帯の増加、高齢労働者の増加⇒介護問題は重要な課題になる。在宅ケアや地域ケアサービスなど、外部からの適切なケアやサポートを受けられる可能性はあるのか

Q3) スリランカでは、家族の介護にどのように取り組めると考えるか

- 家族介護のエコモデル⇒高齢者と環境のミクロ、メゾ、マクロのシステムレベルとの間の機能的関係を示すとともに、超高齢期における環境と個人の能力との間の不安定な均衡と、その均衡を取り戻すためにソーシャルワークの観点からなすべきことを示す
- 認知症を管理するための戦略的計画(孤独、ケア不足)
- 地域社会に根ざした戦略的取り組み
- 高齢者のためのレクリエーション活動、認知症カフェ
- 強力なソーシャル・ネットワーキング、対処メカニズム： - 教育、障害や病気への対処
- 社会保障の充実、介護保険制度など

3. セッション 2

講演「スリランカの社会政策: スリランカの社会開発の過去と未来」

コロンボ大学名誉教授シリ・ハッティゲ

(要約: ヴィラーク ヴィクトル)



はじめに

本報告は、「社会開発」をキーワードに、スリランカの社会福祉政策の歴史及び今までの成果を振り返り、近年の各種危機の影響を踏まえながら、現代社会の諸課題について整理し、それらに対応するために求められる新たな政策のあり方について検討した。本セッションの概要は以下の通りであった。

- ・高度な社会開発のための独立前の初期法整備
- ・1948年の独立後の社会開発の功績
- ・1970年代以降の経済の自由化と社会政策への影響
- ・近年の危機と貧困・バルネラビリティ
- ・直近の動向と国家責任
- ・ワークショップ

高度な社会開発のための独立前の初期法整備

スリランカの社会福祉の原点は、大英帝国からの独立前の時代にさかのぼる。1930-40年代の教育法や土地開発令は、独立後に社会サービス、土地改革・所有などの発展の土台となった。特に、保健医療・社会福祉サービスの前提ともなる公共交通システム網の整備などの公共インフラ整備は、農村部の人々の生活改善に大きく貢献した。

1948年の独立後の社会開発の功績

独立後、上記のような法的な土台を基に、スリランカの社会開発や社会福祉の発展は順調に進み、無料の普遍的な教育・医療サービスが実現した。相対的に低い一人当たり GDP でも、高い人間開発指数(HDI)、とりわけ比較的長い平均寿命、低い妊産婦及び乳幼児死亡率、高い識字率などに繋がった。

1970年代以降の経済の自由化と社会政策への影響

1970年代から、GDP等の成長を目指して、経済の自由化が図られ、国家主導から市場原理の方向に移行した。しかし、これは地方間のみでなく各地方内でも、社会サービスへのアクセスを含む各種格差を生んだ。その中、国内外の労働移住が顕著になり、教育及び健康格差、またインフォーマル・セクターと非正規雇用の拡大もみられた。

なお、これらの動向は、貿易バランスの悪化と輸入依存などの経済難と相まって、社会保障制度が適用される人口の比率低下(2007年に27.7%)をもたらしている。例えば、年金制度が充実していないため、高齢層の高い就労率の背景にも、安心して老後を過ごせない実態を指摘できる。

近年の危機と貧困・バルネラビリティ

現代では、コロナ禍、経済不況、政治の不安定などの危機が相次ぐため、複合的な問題を抱える世帯が増加している。さらなる貧困・経済格差の拡大が進行し、国内外の出稼ぎ移住は以前よりも増えてきている。そして、特に沿岸部の地域コミュニティにおいては、気候危機とその社会経済的な影響もみられるようになってきた。

直近の動向と国家責任

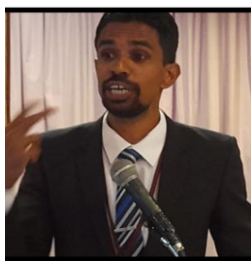
中央行政による社会的な介入は、しばしば中央と周辺の地域格差を維持させてしまう。そのため、コミュニティを基盤とした参加型のモニタリング・介入の仕組みの方が可能性がある。このようなニーズの当事者や実践現場に近いエビデンスに基づいた社会政策は、社会的な状況の改善と人々の生活機会の向上につながるだけでなく、SDGsにも貢献し、気候変動への適応を促しながら、悪化し続ける気候危機による災害の回避等にも寄与できる。なお、このような潮流の中では、政策と人々を結びつける役割がソーシャルワーカーに期待されている。

グループワーク内容

上記報告を踏まえたグループ・ディスカッションは、「スリランカの潜在的な要支援者層へのアウトリーチを含めた効果的な社会サービス・制度のあるべき姿」をテーマに行われた。各グループの発表から浮彫になった方向性は以下のような指摘を含んだ。

- ・草の根のボトムアップ・アプローチによる対象者特定の必要性
- ・ニーズの優先順位と資源配分を決める重要性
- ・ニーズキャッチにおいてデジタル技術の活用
- ・他分野(例えば子どもについては学校教育等)と連携する可能性
- ・調査研究に基づいた政策提言
- ・子ども世代からの福祉教育など、住民への福祉に関する啓発活動
- ・政策的な意思決定における政治的な判断の撤廃
- ・専門職の養成教育と雇用・配置
- ・法制度と現場のギャップを埋めるために、制度と実践の連動の強化
- ・政策や制度と人々をつなげる仲介役としてのソーシャルワーカーへの期待
- ・その他

4. Day1 まとめ（スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会報告書・邦訳）



「サクンダ デュランジャナ氏、青少年政策・開発コンサルタント」

日本は世界で最も平均寿命が長い国の一つであり、高齢者人口が急速に増加しており、既存の介護制度に負担がかかっています。家族ケアに対する従来の期待は変化しており、すべての家族が必要なサポートを提供できるわけではなく、施設ケアへの依存につながっています。適切なリソースやトレーニングが不足している施設もあり、ケア サービスの質にはばらつきがあります。日本が地方と都市の違いに直面している課題が浮き彫りになりました。

日本では、健康寿命と高齢者の医療ニーズには顕著な違いがあります。健康寿命の違いや高齢者の医療の必要性など、平均寿命の課題が取り上げられました。労働者が両親の介護の必要性のために仕事をやめなければならない場合、またはより多くの収入を得て介護関連サービスを支払うために労働時間を増やしたり維持したりする場合、介護は雇用に影響を与えます。

持続可能な開発目標の目標 5 では、すべての国民が平等に扱われ、性別を理由に差別されてはならないとされています。これを確実に実現するために、日本は高齢者介護分野におけるジェンダーのバランスを保とうとしています。時短勤務、休日休暇、勤務時間制限など日本の介護制度が浮き彫りになりました。

日本は、長期介護保険制度を通じて資金提供される高齢者介護への普遍的なアクセスを提供しています。日本の介護保険は、高齢者の長期介護に給付金を提供する必須のプログラムです。地域統合、新オレンジプラン、担い手のいない介護のために仕事を辞める。政策の背景には、こういったことがあります。

グループプレゼンテーションを通じて、次のことが強調されました。

- 国内の農村部と都市部における公平なサービス
- 給与水準と男女バランスの向上による介護職の認知度の向上
- 政策改革への公務員やソーシャルワーカーの参加の重要性
- 高齢者の精神的および身体的ケアに取り組むための訓練を受けたソーシャルワーカーの必要性
- スリランカ移民の間で高齢者の介護の無視についての意識が高まるべきである
- 地域社会のミクロ、メゾ、マクロレベルでの高齢者ケアに対する意識と準備
- 政策のギャップは対処されなければならない、政策の強化にはソーシャルワーカーの関与が必要である
- 地域ベースの統合ケアの実践と訓練を受けたソーシャルワーカーの関与

スリランカには社会福祉サービスを提供してきた長い歴史があります。公共部門の労働者に対する国民皆保険と年金は植民地時代に確立されました。独立後の数年間には、無料の教育、農業補助金、土地補助金、住宅も提供されました。

スリランカは 1977 年から、価格管理における政府の大規模な介入と高額な消費者補助金を特徴とする福祉志向の経済から離れ、より市場志向で外向きの自由化経済へと移行しました。投資が

増加したのは主に外国資本流入の劇的な増加と赤字融資の拡大によるものです。失業率は減少し、GDP の成長率は上昇しました。経済的資源に困っている個人や家族を助けるために、ソーシャルワーカーは直接支援を提供できる地域のリソースに彼らをつなぐ必要があります。また、すべての人々の社会的および経済的幸福を確保するのに役立つ法律や政策を主張する必要があります。

グループプレゼンテーションを通じて、次のことが強調されました。

- ニーズ、データ、適切なデータ パッケージを持つ重要性の再評価
- データのデジタル化によるメリットの重複を避ける
- 社会政策を取り入れる
- 学校カリキュラムにおける税情報の認識の重要性
- 政策の監視と評価
- 公務員の適正な評価
- 教育、保健、政策、雇用、社会保障の 5 分野における社会計画
- アジアの文脈におけるソーシャルワーカーの役割を強調する

国民の参加は、より良い意思決定に貢献します。なぜなら、意思決定者は、意思決定プロセスに反映するために、国民の意見を通じて得られる追加の事実、価値観、視点という形で、より完全な情報を得ることができるからです。

政策は個人、家族、地域社会の幸福に大きな影響を与えるため、ソーシャルワーカーは、政策が実践者とクライアントが相互作用する環境を決定する際に果たす役割を理解する必要があります。全体として、ソーシャルワーカーは、社会的弱者を擁護し、構造的不平等に対処し、複数のレベルで変化を生み出し、コミュニティに力を与え、倫理的慣行を確保し、社会正義と公平性を促進し、変化する社会ニーズに対応するための社会政策実践に従事する必要があります。

2日目 2024年9月3日

5. Day2 あいさつ (スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会報告書・邦訳)



《ラシカ・サマンマリー氏・コロンボ大学精神医学部社会福祉学講師》

日本と南アジアの現代社会における社会政策とソーシャルワークの課題に焦点を当てたワークショップの2日目は、次のように始まった。ラシカ・サマンマリー氏は、尊敬する来賓とさまざまな専門的背景を持つ参加者を温かく歓迎した。さらに彼女は、今日のセッションの3人の著名な講演者について紹介をした。

まず初めに、日本社会事業大学准教授、ヴィクトル・ヴィラーク氏が、日本における移民政策の枠組みをベースに日本の多文化共生政策およびソーシャルワークの課題について講演すると紹介した。

次に、コロンボ大学、サロジ・ジャヤシンハ教授が、現代社会におけるスリランカの医療政策とソーシャルワーク介入の課題というテーマで講演すると紹介した。

最後に、バングラデシュ人民大学のハビブル・ラハマン・ラーマン准教授は、ソーシャル・ケア・システムの構築と現代社会におけるソーシャルワークの課題 - バングラデシュにおける2015年家事労働者保護・福祉政策の経験について講演すると紹介した。

彼女は、ソーシャルワークとは、コミュニティを変革し、社会に前向きな変化をもたらす力を与えることがすべてであると述べて挨拶を締めくくった。

6. セッション3

講演「現代社会における国際移住とソーシャルワークの課題

：日本における移民と多文化共生政策の経験から」



日本社会事業大学准教授・AISW 会理事 ヴィラーク・ヴィクトル

(要約:ヴィラーク・ヴィクトル)

はじめに

報告の目的は、ワークショップのテーマであった「日本と南アジアの社会福祉政策と現代社会の課題」の中で、特に現代社会における国際移住とソーシャルワークの課題、とりわけ日本における移民と多文化共生政策の経験に焦点を当て、整理することで話題提供を行うことであった。そのためには、日本における国際移住を取り巻く様々な文脈について説明したうえで、直近の日本ソーシャルワーク学会(JSSSW)の関連シンポジウムで指摘された諸課題を取り上げ、参加者間のグループ・ディスカッションの出発点となった。以下は、本セッションの概要である。

- ・日本における国際移住の背景
- ・日本における移民と文化的な多様性
- ・近年の包摂に向けた政策動向
- ・近年の排除に向けた政策動向
- ・JSSSW シンポジウムからみえてきた諸課題
- ・グループワーク



日本における国際移住の背景

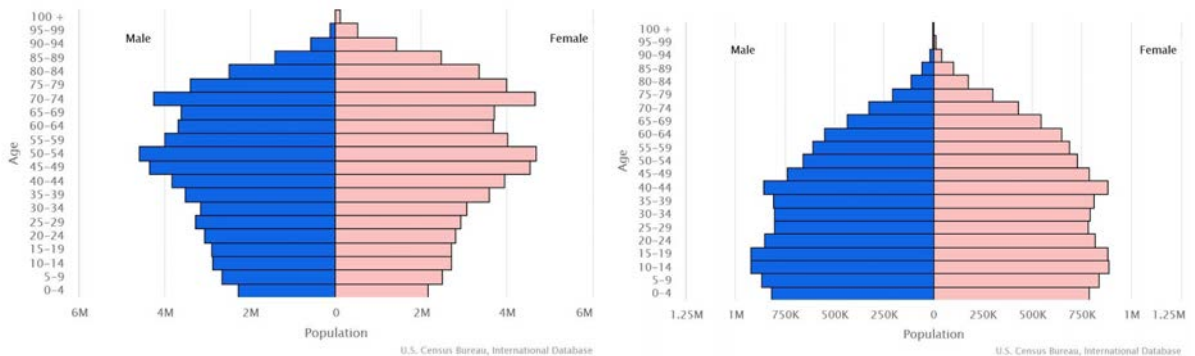
国際移住機関(IOM)の 2024 年報告書によれば、世界中の国際移住者(移民)は 2.8 億人(世界人口の 3.6%)を超えており、母国の家族への仕送りのような国際送金等によるグローバル経済への貢献は 8,300 億米ドルに達する。なお、コロナ禍に関わらず、国際移住は世界的に増加傾向を示している。その中、日本の純移民率は 0.7/1,000 人で、スリランカは-3/1,000 人である。すなわち、日本は他国に移住する日本国民よりも受け入れる移民の方が多い反面、スリランカは国外に移住していく人の方が多い。

しかし、スリランカの人口はそれでも年間で 0.39%の微増となっているが、日本は年間で -0.43%の人口減少を迎えている。その背景に少子高齢化があるため、今後は介護などの社会サービスを含む移住労働者の増加が見込まれる。具体的には、合計特殊出生率は 1.4(対スリランカの 2.13)で、高齢者の人口割合は 29.5%(対スリランカの 12.4%)である。



Background of international migration in Japan (2)

- Due to **low birthrates and population aging**, Japan is expected to rely more on immigrants, including social services, such as care work
 - Total fertility rate : **1.4 children/woman** (2.13 in Sri Lanka)
 - Population aging: **29.5% over 65 years old** (12.4% in Sri Lanka)
 - See the two population pyramids (already more of a mushroom than a pyramid in Japan):



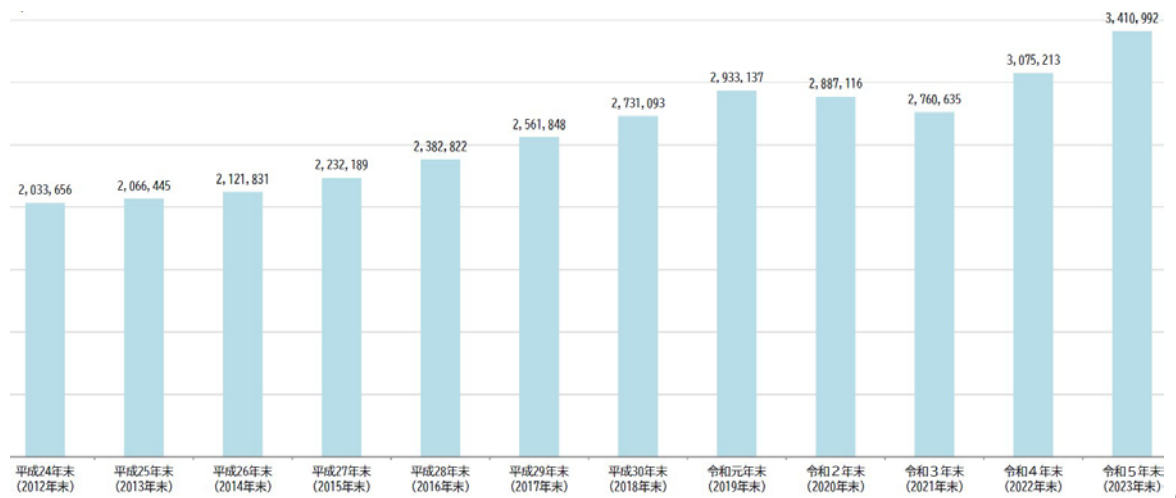
日本における移民と文化的な多様性

上述のような状況の中、日本の外国籍人口は340万人を超えており、総人口1億240万人に対して約2.7%(37人に1人)となっている。これは、1年間でほぼ11%の増加で、既にパンデミック前のピーク以上の数字に達している。また、日本に在住する外国籍者の数は過去最多のみでなく、例外的な時期(リーマンショック、東日本大震災、コロナ禍など)を除けば、長期的には増加傾向が顕著である。

Immigrants and cultural diversity in Japan (1)



- Long-term **steady growth** of migrant population (MOJ, 2024):



日本在住の外国籍者の多くは南アジア諸国を含む他のアジア諸国出身で、半分以上は生涯の在住が見込まれる在留資格(特別永住者、永住者、定住者、配偶者、家族滞在など)を有している。なお、日本国籍者と同じように、ほとんどは東京、名古屋、大阪などの主要な大都市圏に在住している。

しかし、日本で収集されている公的な統計データは国籍のみに基づいており、民族別や出身国別ではないため、日本以外のルーツの日本国籍者を含む文化的な多様性の実際の規模は正確に把握できていない。先述の外国籍者に加えて、日本以外のルーツをもつ人々は、帰化者(年間で約1万人)や国際結婚(年間で約30組に1組)で生まれた人々(年間で新生児約50人中に1人)を含めると、人口比はむしろ3%に近い推計となる。さらに、日本には約14,000人の庇護希望者(日本の行政用語では難民認定申請者)がおり、その認定率の低さも影響して、在留資格をもたない非正規滞在者は約8万人である。文化的に多様な人々のこのような統計上の不可視化そのものが、社会的な世論や行政の言説における一種のナラティブな排除であるともいえる。

近年の包摂に向けた政策動向

近年、厚生労働者は地域共生社会の実現に向けた政策を推進しており、ソーシャルワーカーへの期待も高い。その一環として、地域住民を含む多様な主体の協働により、従来の縦割り分野や支援・

要支援の二極化した立場を超えて、各地域で包摂的な福祉コミュニティの構築が求められている。また、総務省は2006年から各自治体レベルで多文化共生社会の形成を促しており、その中では多文化ソーシャルワーカー(主に無資格の非専門職)の研修と活用の必要についても指摘されてきた。

直近では、関係閣僚会議によって『外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ』が提示された。このような社会については、安全・安心で、多様性に富んだ活力があり、個人の尊厳と人権を尊重した社会という捉え方が示されている。また、各省庁に課されている詳細な取り組みは、①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組、②外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化、③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援、④共生社会の基盤整備に向けた取組の4領域に分けられている。本枠組みと関連して、相談などのソーシャルワーク機能も果たす外国人支援コーディネーターの研修が2024年度に開始した。

近年の排除に向けた政策動向

一方、2023年に国会において成立し、2024年6月から施行された改正入管法が代表しているように、排除のメカニズムの強化もみられる。例えば、日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)が2023年に発行した声明によれば、本法は難民認定申請者等の滞日外国人(非正規滞在者を含む)の人権擁護の観点から問題があり、周縁化と保健・医療・福祉及び生活保障からの排除を助長する懸念がある。

新法では、一定の要件の下で、庇護希望者(難民認定申請者)の強制送還も可能になった。さらに、いわゆる「監理措置」は、地域において仮放免中の収容対象の非正規滞在者を監理・監視することを支援者に義務付けている。したがって、最も弱い立場になりやすい移民集団である非正規滞在者のウェルビーイングや相互の社会的な理解及び信頼のみでなく、専門的なラポールや援助関係への悪影響の可能性が指摘されている。

JSSSW シンポジウムからみえてきた諸課題

2024年6月末に東京都立大学で開催された日本ソーシャルワーク学会(JSSSW)の年次大会は『多様性×包摂性～誰一人取り残さないソーシャルワーク～』をテーマに掲げ、「文化的コンピテンズとソーシャルワーク～国籍、在留資格を超えて～」という文化的な多様性に関するシンポジウムも開かれた。シンポジウムでは、大会副題の「誰一人取り残さない」の精神に沿って、国籍や在留資格を問わず、多様な文化等を含めた真の包摂的な共生社会の実現に向けて、ソーシャルワークに何ができるかについて検討された。シンポジウムの概要は以下の通りであった。

シンポジスト

- ・武田 丈(関西学院大学)
- ・杉山 聖子(入管収容問題を考えるソーシャルワーカーネットワーク)
- ・南野 奈津子(東洋大学)
- ・門 美由紀(横浜市国際交流協会)

コメンテーター

- ・岡野 範子(東京社会福祉士会)
- ・森 恭子(日本女子大学)

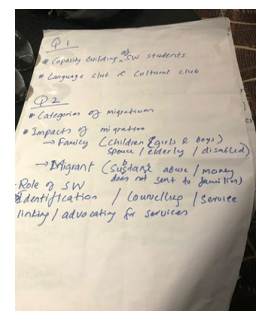
コーディネーター

- ・ヴィラーク ヴィクトル(日本社会事業大学・日本ソーシャルワーク学会理事)

移民と社会福祉制度の適用に関する基礎理解として、日本の社会福祉サービスは原則「日本の専門職が日本の利用者にサービスを提供する」ように設計・運用されている前提がある。社会保障への単なるアクセスに関して、中長期的な滞在者は、各種社会保険(健康、年金、失業、介護など)のような公的な社会福祉サービスが利用可能できるが、在留期間の短い場合や非正規滞在の場合、これらは利用不可である。なお、社会保障の最後の砦ともいえる生活保護制度は、特定の在留資格(永住者、配偶者、定住者など)の場合しか適用されず、かつ日本国籍者と対照的に、憲法上の人権(とりわけ生存権)としてみなされていないため、受給が認められなかった際に不服申し立てができない。なお、文化的な多様性の視点で社会保障へのアクセスを考えた場合、日本以外のルーツをもつ人々には、言語・スピリチュアリティ(宗教等)・生活習慣などを考慮したあらゆる特別な文化的配慮が保障されていない現状である。

以上の現状を踏まえ、シンポジウムでは、文化的コンピテンスと反差別実践などのソーシャルワーク実践モデル・アプローチを養成教育と実践において本格的に導入する必要性の他に、特に移民ルーツの子どもの特有の問題及びその考えられる解決策について登壇者から様々な指摘がなされた。

グループワーク内容



ディスカッションに向けて、以下のように、3つの課題が設定された。

- ① スリランカの多民族・多宗教・多言語の社会において、誰にとっても包摂的なサービスが提供されるよう、ソーシャルワーカーが文化的コンピテンスを促すために何ができるか。
- ② スリランカのソーシャルワーカーは、国内外の出稼ぎ移住者と、母国・地域に取り残された家族を支援するために、移住先のソーシャルワーカーとの連携も含め、何ができるか。
- ③ 国外のスリランカ人移住者支援のために、彼/女らに対する文化的コンピテンスを含め、日本などの他国のソーシャルワーカーにはどのような助言ができるか。

ディスカッションを踏まえて、それぞれのグループの発表では、次のような意見が出された。文化的

コンピテンスについては、実践と教育においても、スペシャリスト(特化した・特別な領域)ではなく、ジェネラリスト(分野横断的な領域)という普遍的なアプローチとしての位置づけが必要である。また、ミクロを超えたメゾ・マクロのレベルと、狭義の文化を超えて LGBTQ+や障がいなどの他の各種多様性についても同時に視野に入れることが求められる。その中で、各種の交差性(intersectionality)を含め、移民の格差を示すデータ収集にも基づく政策提言が重要である。

実践においては、文化的な感受性(sensitivity)と通訳などの言語保障、また対象地域におけるコミュニティの文化(年間行事など)の尊重が不可欠である。そして、国連や IOM が定めている国際基準に基づく実践・アドボカシーの重要性が強調された。なお、国内外の移住者支援については、まさしく本ワークショップのように、国内外のソーシャルワーカー間の専門的な交流の機会を多く持ち、それを促進することが望ましい。

7. セッション 4

講演「スリランカの現代社会における医療政策とソーシャルワーク介入の課題」

コロンボ大学医学部教授 サロジ・ジャヤシンゲ

(要約:小原真知子)



サロージ教授は、スリランカでの経験について、保健セクターで直面する課題とスリランカの医療現場で実践されている政策への取り組みについて背景を説明し、ディスカッションを始めた。彼は、医療に対するニーズは進化しており、サービス提供の実現にはギャップがあると述べた。

病気は個人に関係するものであると同時に、個人が病気になった最も弱い瞬間に適切なサービスを利用できるような社会的支援が必要であることは間違いないとしている。スリランカでは、慢性疾患を抱える高齢者人口が増加の一途をたどっており、高齢化社会では加齢や慢性疾患によって病弱な人が増えている。また、医療を常に必要としている健常者、慢性疾患に苦しむ人々、そして急性疾患の人々もまた、医療を受けられないまま放置されている。

サロージ医師は、特に農村部や都市化された貧困地域では、治療中にソーシャルワークの介入が常に必要であると強調した。彼は、医師が最も手の届かない人々にも手を差し伸べるというビジョンを持っており、草の根レベルで実施されるべき多くの基本的ケアが今のスリランカには必要であるという現実を述べた。スリランカは幸運にも、最終学年の学生を最貧困層に派遣し、関連するサービス提供者にサービスを紹介することで、このニーズを実践する仕組みを導入している。これは、医療を常に必要としている弱者を特定するための、より大きな一歩である。国の医療システムを議論する場合、医療費と医療費負担の間には、より大きな関係がある。スリランカの医療制度が無料であることは事実だが、医療を求める際に発生する間接的なコスト(交通費、日給制による収入減、生産性の低下)を忘れてはならない。個人が医療を求める際に、以下のような力関係に直面することに注意することが重要であることが語られた。医療に関連して以下のことが示された。

1. 医療問題
2. 身体的問題
3. 医療へのアクセス
4. 不健康な生活習慣
5. メンタルヘルスとウェルビーイング
6. ハウスホールド・ダイナミクス(生活様式、食料、住居、過密状態、屋内の空気、水、トイレ、安全性、廃棄物管理、健康的な食料へのアクセス(食事パターン))
7. 社会的側面(職業と雇用、財政、教育と識字率、社会的ネットワーク、性別、信条、カースト、階級などに基づく差別など)
8. 物理的環境問題(危険性、安全性、廃棄物、食品)

教授は、財政と病気に焦点をあてるために論点についてさらに詳しく述べた。

- 病気につながる劣悪な住宅構造→危険による脆弱性の増加、医療提供の優先、順位付け、保険や自由診療でカバーされない医療費の行使
- 資源を動員できない→資源の消費が減り、貧困の原動力が悪化する。しかし、交通費やその他の間接的な出費も、この貧困の連鎖の中で発生する。

次にサロージ教授は、貧困と病気のサイクルのギャップをカバーする包括的な枠組みが必要だと強調した。例えば、ソーシャルワーカーを動員し、可能な限り収入を増やすとともに、リソースを動員し、ネットワークを構築し、社会サービス提供者を紹介する必要がある。さらに、危機への対応として、国家は万人のための経済発展、公平性、社会発展、予防と健康増進、そして保健分野へのより多くの社会的支援に焦点を当てることができなければならないと述べた。

グループディスカッション

Q1)医療ソーシャルワーカーの配属・配置の達成のための議論

Q2)スリランカ現代社会における保健政策とソーシャルワーク介入の課題

- 国民が政策立案のための意見を述べる教育を受け必要な情報を入手できるようにする
- 政策立案者はプロフェッショナルであるべき
- 科学的根拠に基づくアプローチ
- 対象者の関与の欠如
- 市民社会に政策形成に向けたエンパワーメントが不足
- 専門分野や政策に関連する知識や専門家の不足
- ボトムアップ・アプローチの欠如、環境の急激な変化

Q3)スリランカの家事労働者の生活状況をどのように分析するか

- 社会保険などが無い
- 認識と社会的価値を特定する必要性
- 社会保険制度の導入とデータベースシステムの整備

- 継続的なフォローアップの必要性
- 家事労働者の実態と保健政策のギャップがある
- 医療専門家とソーシャルワーカーとの間の協力関係を発展させることが必要
- スリランカにおいて、ソーシャルワークが専門家として社会的承認を得る必要性

8. セッション 5

講演「現代社会におけるソーシャルワークのためのソーシャルケアシステムの構築と課題：バングラデシュにおける家事労働者の保護と福祉政策」

バングラデシュ人民大学准教授 ハビブル・ラーマン

(要約：ヴィラーグ・ヴィクトル)



はじめに

最後の報告では、スリランカとバングラデシュに共通する社会問題として、家事労働者の福祉に焦点が当たった。報告は以下のように構成されていた。なお、時間の関係で、報告後のグループワークはなかった。

- ・社会的な背景
- ・各種調査からみえる家事労働者の実態
- ・関連法の整理と制度・政策の実施・適用・強化の必要性

社会的な背景

現代社会では、男性に加えて女性の社会進出、すなわち家庭外労働が増えており、経済の発展につながっている。したがって、それを可能にしている家事労働者による経済貢献を過少評価できない。一方、彼/女らは労働市場・社会福祉制度において不利益を被りやすく、脆弱で周縁化された立場になりやすい。

各種調査からみえる家事労働者の実態

様々な実態調査のレビューから、家事労働者を取り巻く多くの深刻な課題が伺われる。例えば、バングラデシュの家事労働者の4割弱は住み込み型の形態で雇用されている。しかし、住み込み型・通勤型を問わず、劣悪な居住環境(スラム暮らし、1部屋に複数人当のプライバシーの欠如など)の実態が明らかである。

家事労働者の約半分は全く学歴を持たず、書面で契約が交わされない傾向が強いため、搾取されやすい。例えば、賃金未払いの問題と8時間を超えた長時間労働の他に、休日や残業代が確保されないといった労働者としての権利の侵害も珍しくない。また、既存の調査では、言語的(心理的)・身体的・性的等の虐待についても指摘されている。なお、労働災害・年金・医療等の様々な社会保険が家事労働者にしばしば適用されないなどの課題も顕著である。

関連法の整理と制度・政策の実施・適用・強化の必要性

家事労働者に関わるバングラデシュの主な法律等の政策は、2006年の労働法、2015年の労働規則、2013年の全国職業保健安全政策、2015年の家事労働保護福祉政策を含む。しかし、法的な枠組み及び制度と、現場の実態があまりにも乖離しており、以下のように様々な側面において充実化・強化が求められている。

- ・賃金、労働時間、休暇などの保障
- ・未成年や移民(例えば隣国からの難民)の家事労働者の特別な保護
- ・労働安全規制や最低賃金の適用
- ・社会保険への加入促進
- ・教育及び研修や職業訓練の機会提供
- ・家事労働においても労働監査の実施
- ・虐待の防止と搾取からの保護
- ・その他



9. ワークショップまとめと閉会のあいさつ

(スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会報告書・邦訳)



《A・ラナウィーラ氏、
スリランカ専門ソーシャルワーカー協会元会長》

ワークショップ 2 日目も終わりました。今日は、ソーシャルワーク実践に関連した 3 つの素晴らしいプレゼンテーションとフォローアップディスカッションが行われました。私たちのワークショップのテーマは「日本と南アジアにおける社会的ケア・システムの構築とソーシャルワークの課題」であり、3 つのプレゼンテーションとフォローアップディスカッションはこのテーマに非常に関連したものでした。3 つのプレゼンテーションは 3 つの異なる国からのものでした。日本、スリランカ、バングラデシュ、それぞれの国の現代社会問題に焦点を当てており、これにより私たちは自分たちの経験を話し合い、共有し、お互いから学ぶことができました。

日本ソーシャルワーク大学の准教授であり、IFSW(AP)の財務担当でもあるヴィクトル・ヴィラーグ氏は、講義「現代社会における国際移住とソーシャルワークの課題：日本における移民と多文化共生政策の経験」で、移民を受け入れる先進国としての日本において、移民に対する人道政策やそれに関連した様々な問題、そして特にソーシャルワーカーが文化的に配慮した実践を行う必要性について、いくつかの洞察を私たちに提供してくれました。また、移民を移民と呼ばず、外国人と呼び、彼らの利益のために政策、プログラム、活動を採用している日本の移民に対する前向きな姿勢を聞いて、私たちは啓発されています。人口の高齢化が進み、高齢者の介護や保護の必要性が高まる中、日本も移民からある程度の恩恵を受けています。多文化社会であるスリランカに住む私たちは、異なる民

族間の共存を発展させる上で、多文化環境で実践できるソーシャルワーカー養成の必要性がある日本の経験から、多くを学ぶことができます。

コロンボ大学医学部のサロジ・ジャヤシンハ氏は、「スリランカ現代社会における保健政策とソーシャルワーク介入の課題」について、主にスリランカの人々が医療を受ける際に直面する状況とソーシャルワークの活用方法に焦点を当てました。不利な立場の人々が、直面する問題を克服するために、同氏は、特に農村部や都市部の貧困層に対して、治療期間中でのソーシャルワーク介入が常に必要であると述べました。同氏は、また、ソーシャルワーク研修において学生がこれらのコミュニティに派遣され、医学生の研修に含めるべき実地の経験を積ませてくれることを高く評価しています。フォローアップの議論は主に、医療政策のギャップと、医療専門家とソーシャルワーカー間の仕事上の関係を築く方法に焦点が当てられました。彼らは、スリランカにおけるソーシャルワークに対する専門的な評価を得る必要性を強調しました。

バングラデシュ人民大学のハビブル・ラーマン准教授による最後のプレゼンテーション「現代社会におけるソーシャルワークのためのソーシャルケアシステムの構築と課題：バングラデシュにおける家事労働者の保護と福祉政策」は、スリランカの現在の状況に非常に関連したものでした。プレゼンテーションは、バングラデシュの家事労働者に関する彼の研究成果に基づいて行われました。同氏は、家事労働者、その年齢層、性別、労働条件、給与、家事労働者に関連する法律、これらの労働者の権利を保護するための社会政策策定の欠如、法律とこれらの政策の実際の適用に関する統計を提示しました。スリランカは、海外に赴任する国内労働者の利益のために、いくつかの法律とプログラムを策定しました。しかし、この国で働く家事労働者にはほとんど注意が払われていません。両国のソーシャルワーカーは、これらの危険な労働者のニーズと保護にもっと注意を払う必要があります。

ワークショップは感謝の表明と歌のセッションで終了しました。

10. 考察

◇セッション1&4: 2つのセッションからの考察 小原真知子

日本やスリランカの政策動向に関連した発表から、参加者はグループディスカッションを通して、自国の現状を客観的に捉えることができた。また、日本の政策をスリランカの文化慣習・価値観を見据えた上で、自国での政策立案に適應するための具体的なアクションを検討できた。さらにスリランカは、社会的経済的課題として「貧困」をベースとして、政策を検討していく必要性があり、このワークショップを通して、スリランカ独自の問題構造が明らかになった。また、スリランカの医療の課題は、WHOでも明示している健康の社会的決定要因(Social Determinants of Health, SDOH)との関連性が明らかになった。全体的な課題は、特に貧困に関連していることが明らかになった。加えて、日本とスリランカの共通課題として、社会的なケア労働には、ジェンダーに関連した性差の問題があることが明らかになった。

◇スリランカの社会福祉政策と現代社会の課題に関する一考察 ヴィラーグ・ヴィクトル

スリランカの社会福祉は、経済の自由化などに伴い、もともと手厚く設定されていた制度・政策の形骸化という問題に直面している印象を受ける。建前上は無料の普遍的な社会サービスが存在するが、低負担・高福祉の維持が難しいため、実際には低負担・低福祉への歴史的な変化がみられる。その背景には、様々な要因が複雑に影響し合っているようである。

そもそもインフォーマル雇用(小規模農業や自営業、契約を結ばない・申告しない労働、非正規雇用など)の割合が高い。このような正規の被雇用者ではない労働者については、様々な社会福祉制度に必要な財源(保険料や税金)の徴収が困難である。さらに、インフォーマル・セクターにいる彼/彼女らまで行き届くように、社会保障等の福祉サービスの適用も容易ではない。

そして、長年の内戦や経済不況・貿易赤字に加えて、近年の各種危機(コロナ禍、経済・政治不安、気候変動など)により、貧困と様々な格差、また国内外の労働移住が拡大傾向にある。なお、政権交代などによって政策策定・制度運営における政治的な判断の影響も軽微ではないそうである。

このような歴史的な経緯と経済的・社会的・政治的な文脈を背景に、実質的には医療や教育などの社会サービスの二極化が起きているようである。つまり、無料で質の低い公的サービスと有料で質の高い民間サービスが併存しており、結局は普遍性が担保できていない問題である。

今後、GDP、とりわけ外貨収入(貿易黒字)を増やすあらゆる経済政策による財源確保が必要になるであろう。同時に、その量及び質の両方を含めて、ソーシャルワーク専門職の向上推進が求められるといえよう。具体的には、社会福祉制度を運営する立場でのソーシャルワーカーの積極的な雇用・配置、学士課程から博士課程までの高水準のソーシャルワーク教育と資格制度の充実化が考えられる。

Ⅲ. 事業評価レポート:

「社会政策およびソーシャルワークに関する国際ワークショップ」

(スリランカ・専門ソーシャルワーカー協会報告書・邦訳)

この包括的なレポートは、参加者からのフィードバックを評価することを目的とする。

「社会政策およびソーシャルワークに関する国際ワークショップ」が、9月2日から3日までの2日間、スリランカのホテル・ジャナキで開催され、ディスカッションやコラボレーションに適した環境が提供された。

さまざまな専門的背景を持つ 60 名近くの参加者には、講師、進路指導担当者、ソーシャルワーカー、学会員、学生ソーシャルワーカー、学部生、その他多くの専門家が含まれていた。これらの専門家の中から 50 人分のフィードバックが収集され、彼らの経験や視点についての貴重な洞察が得られた。

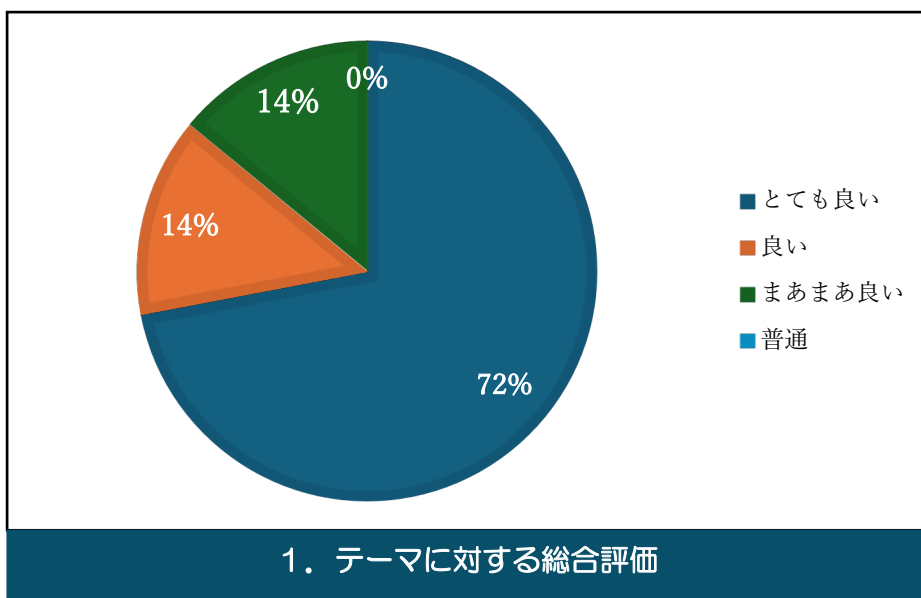
このレポートは、ワークショップ中に出た主要なテーマと提案を強調しながら、回答の詳細な分析を示している。

ワークショップの内容全体に関するフィードバックを収集するための評価ツールとして Google フォームを使用した。参加者は、トピックの自分の分野との関連性を評価し、各セッションの有用性を比較し、講演者の質を評価し、ワークショップの全体的な構成についてフィードバックを提供した。

これらの側面をより深く理解するために、彼らの反応が分析された。参加者の評価は慎重に要約され、レポートに視覚的に表示され、重要な洞察と発見を強調的に表示した。

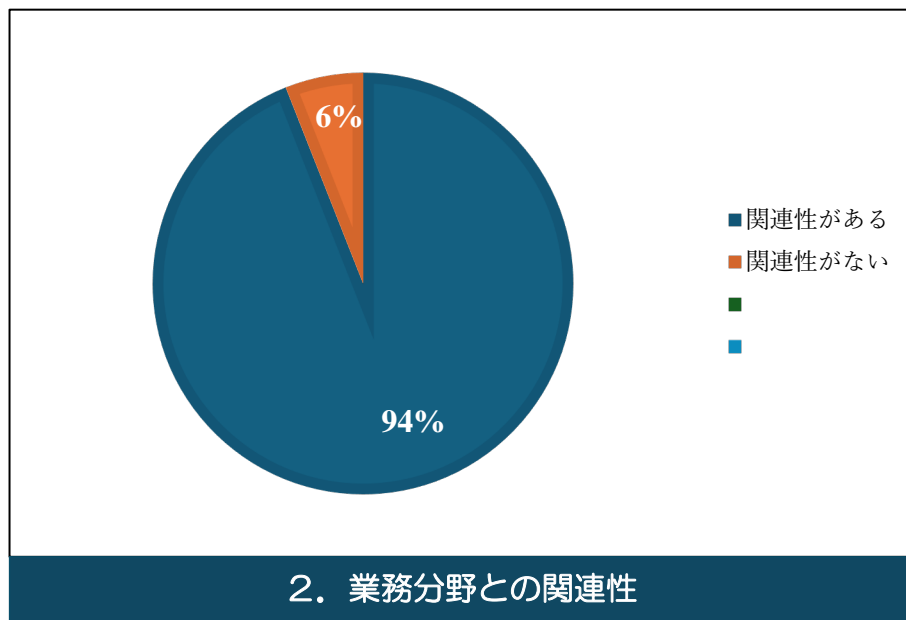
1. テーマに対する総合評価

多くの参加者が、ワークショップの内容を総合的に「まあまあ良い」から「とても良い」とし、概ね肯定的に評価した。具体的には、72%の参加者が話し合われたテーマを「とても良い」と評価し、28%



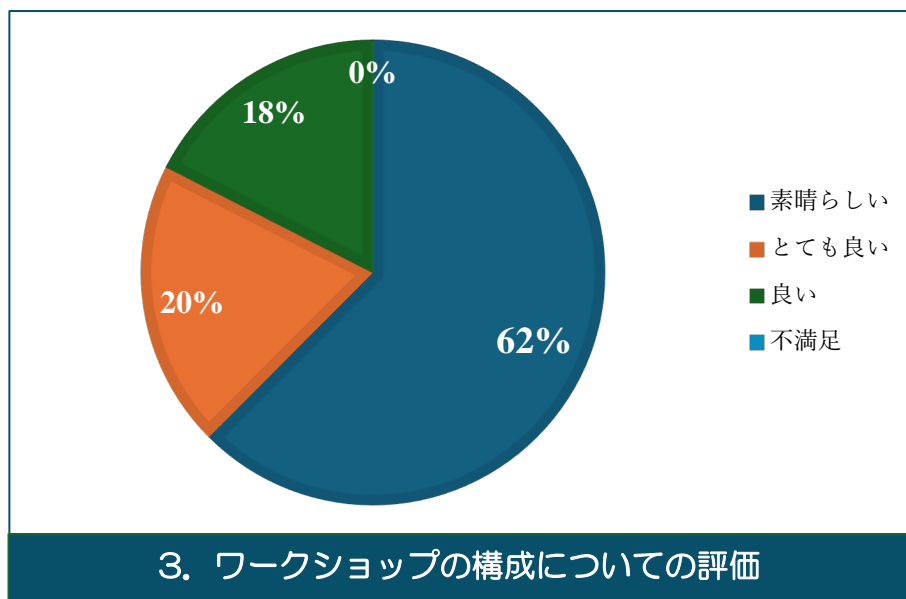
の参加者が、「まあまあ良い」もしくは「良い」と評価した。このフィードバックは扱われた主題がタイムリーであるとの肯定的な意見を反映しており、これはワークショップの成功を示している。

2. 業務分野との関連性



参加者は、学部生、学者、ソーシャルワーカー、キャリアガイダンス担当者など、多岐にわたっており、50人の参加者の中で、94%の参加者がワークショップの内容が自分の業務と関連性があることに同意し、関連性がないとした参加者は6%であった。

3. ワークショップの構成要素についての評価



ワークショップの構成が評価され、その有効性が評価され、将来の改善点が特定された。分析の結果、参加者は全体的に各セッションの構成に満足しており、参加者の半数以上がこのワークショップの構成に満足をしたと評価した。

各セッションに割り当てられた時間に関するフィードバックはさまざまで、意見は大きく分かれた。参加者総数のうち 30 名が、割り当てられた時間は有意義な取り組みに十分であり、生産的なアイデアの交換が可能であったと述べた。対照的に、20 人の参加者は時間が短すぎると感じ、より深い議論と提示されたトピックをさらに掘り下げるため、時間の延長を求めた。しかしながら、今後のワークショップに対する参加者全員の熱意は一致しており、継続的な学習とコラボレーションに対する強い願望が示された。

参加者全員が、この国際ワークショップが以下の目的を達成できたと述べた。

- ▶ 日本とスリランカのソーシャルワーカーが社会政策に関するアイデア・視点・経験を交換するためのプラットフォームの提供
- ▶ 社会政策の概念・枠組み・ベストプラクティスについての参加者の理解を高めるために、その分野の専門家によるワークショップやプレゼンテーションの提供
- ▶ 世界的な社会課題に対処する共同研究プロジェクト・アドボカシーキャンペーン・政策イニシアチブを促進するための、参加者間のネットワーキングとコラボレーションの機会の促進
- ▶ 共通の価値観と相互の利益に基づいた、ソーシャルワーク・建築分野における日本との国際的なパートナーシップと協力関係の強化

参加者からの包括的なフィードバックを考慮すると、9 月 2 日と 3 日に行われた「社会政策およびソーシャルワークに関する国際ワークショップ」が大成功だったことは明らかである。このイベントには専門家や学者の多様なグループが参加し、これらの地域における現代の社会政策やソーシャルワークが直面する複雑さと課題について有意義な議論がなされた。参加者は、専門家から直接貴重な知識や洞察を得ることができ、またネットワークも拡がり、ワークショップが現場に多大な影響を与えるであろうと強調した。

■おわりに■

世界のソーシャルワーカーが集う組織に、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW: International Federation of Social Workers)があります。IFSWは、今から90数年前に創設されました。現在と情報の流通事情が大きく異なっていた当時、組織創設の目的は、4年に1度、世界のソーシャルワーカー組織代表が一同に会して情報交換を行う国際交流・会議の場であったと資料が伝えています。世界の情報は今日瞬時にして伝達されますが、国々の情報、特に人々の生活の状況を体温とともに感じ、実践に反映させる職業であるソーシャルワークは、対面による情報交換を行い、実践の知恵を、各国固有の文化とともに、人と人が会して伝達することの意義が大きい分野であると感じます。また、世代を超えて、こうした伝統文化と実践の技術を、経験を有する者から訓練を必要とする若い世代に伝達する機会を設け、参加者がそれぞれの経験を共有する機会は大変有益であり、世界が社会福祉の価値や理念を共有する機会でもあります。こうした機会を実現に至らせるうえで、文化伝達・交流を促進することを目標に掲げておられる東芝国際交流財団の助成活動の意義は大いに評価され、重要な機会を提供しておられると感じます。こうした交流は、一過性のもではなく、積み重ねてゆくことで、交流の意義が実感され、成果としても現れてゆく、教育の成果・意義とも通じるものがあります。人材を育て、教育を浸透させてゆく東芝国際交流財団の事業が、今後も、社会福祉分野の国際交流を推進・存続させてゆく支援をしていただけることを切に願うものであります。ご支援ありがとうございました。

2025年2月

国際ソーシャルワーク協会代表理事

木村真理子